

法人税割の税率（地方税法第314条の4第1項、春日井市市税条例第32条の5）

区 分	令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
税 率	11.6%	7.9%
中小法人の課税の特例に係る税率	9.7%	6.0%
	<p>資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう。）が1億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は春日井市市税条例第25条第3項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の市町村において事務所等を有する法人については、関係市町村に分割される前の額）が、<u>年2,000万円以下</u>の法人に適用</p> <p>※平成22年9月30日までに解散した法人は、清算確定申告に係る清算事業年度を除く。 また、法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人については、「年2,000万円以下」とあるのは「2,000万円に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下」とする。</p>	

均等割の税率（地方税法第312条第1項、春日井市市税条例第30条第2項）

区 分	税 率
資本金等の額が50億円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	3,000,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	1,750,000円
資本金等の額が10億円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	410,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	400,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	160,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	150,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	130,000円
資本金等の額が1,000万円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	120,000円
上記に掲げる法人以外の法人	50,000円